

○飛騨市教育委員会の後援等に関する要綱

平成19年6月8日

教育委員会告示第5号

改正 令和3年11月1日教育委員会告示第8号

改正 令和7年7月31日教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、団体等が主催する行事について、後援・共催・推薦(以下「後援等」という。)を行うことに関し必要な事項を定め、その取扱基準の明確化を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 市教育委員会が後援等をする場合の対象となる行事の主催者等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体又はその他公共的団体

(3) その他教育長が特に認めるもの

(後援等の申請)

第3条 後援等を受けようとするものは(以下「申請者」という。)、あらかじめ飛騨市教育委員会後援等名義使用申請書(様式第1号)に、次日掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 後援名義を記載する書類又はその写し

(2) 収支予算書(入場料や参加料、その他これらに類する費用(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のみ)

(許可の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し申請者に飛騨市教育委員会後援等名義使用にかかる決定通知書(様式第2号)を送付しなければならない。

2 教育長は、前項の審査に当たっては、次の各号のいずれかに該当するものについては、後援等を行わないものとする。

(1) 専ら営利又は個人の名声を目的とするもの

(2) 特定の政党若しくは政治又は宗教活動を目的とするもの

(3) その他教育長が不相当と認めるもの

(許可の取消)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、許可を取り消すことができる。なお、その際は飛騨市教育委員会後援等名義使用取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(1) 事業内容が申請内容と著しく異なったとき。

(2) 事業開催により、市の信用を傷つける行為をしたとき。

(3) その他教育長が必要と認めたとき。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、後援等の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月8日から施行する。

附 則(令和3年11月1日教育委員会告示第8号)

この告示は、令和3年11月1日から施行し、改正後の飛騨市美術館利用規程、飛騨市教育委員会の後援等に関する要綱及び飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

